ロ　北緯54度49・28分東経16度45・78分の地点 ハ　北緯54度48・８分東経16度45・９分の地点 ニ　北緯54度47・43分東経16度29・53分の地点	ヘ　北緯54度51・01分東経16度45・35分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯54度47・06分東経16度46・32分の地点 ヌ　北緯54度45・７分東経16度29・97分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点	
２　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯54度50・74分東経16度56・58分の地点 ロ　北緯54度54・21分東経17度21・39分の地点 ハ　北緯54度53・72分東経17度21・59分の地点 ニ　北緯54度50・26分東経16度56・79分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯54度52・44分東経16度55・86分の地点 ヘ　北緯54度55・91分東経17度20・68分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯54度52・02分東経17度22・29分の地点 ヌ　北緯54度48・56分東経16度57・51分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点	陸岸と分離通航帯の南側の境界線との間の海面のうちワに掲げる地点から158度に陸岸まで引いた線とカに掲げる地点から135度に陸岸まで引いた線との間の海面 ワ　左欄のヌに掲げる地点 カ　左欄のリに掲げる地点

10の３　ＡＤＬＥＲＧＲＵＮＤ海域分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
イからハまでに掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅０・５海里の海面 イ　北緯54度38・０分東経14度15・５分の地点 ロ　北緯54度36・５分東経14度24・０分の地点 ハ　北緯54度37・０分東経14度30・０分の地点	ニからルまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びニに掲げる地点とルに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ニ　北緯54度40・０分東経14度16・５分の地点 ホ　北緯54度38・５分東経14度24・３分の地点 ヘ　北緯54度39・０分東経14度29・５分の地点 ト　左欄のハに掲げる地点 チ　北緯54度35・０分東経14度30・５分の地点 リ　北緯54度34・５分東経14度24・０分の地点 ヌ　北緯54度36・０分東経14度14・５分の地点 ル　左欄のイに掲げる地点

別表14の表を次のように改める。

14　ＧＥＤＳＥＲ南方分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離線又は分離帯	通航路	
イに掲げる地点とロに掲げる地点とを結んだ線を中心線とする幅０・５海里の海面及びロからホまでに掲げる地点を順次に結んだ線 イ　北緯54度25・３分東経12度０・０分の地点 ロ　北緯54度25・３分東経12度７・０分の地点 ハ　北緯54度25・３分東経12度９・４分の地点 ニ　北緯54度27・６分東経12度12・３分の地点 ホ　北緯54度31・２分東経12度14・１分の地点	へからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びへに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ヘ　北緯54度27・１分東経12度０・０分の地点 ト　北緯54度27・１分東経12度５・２分の地点 チ　北緯54度28・１分東経12度９・５分の地点 リ　北緯54度31・６分東経12度10・７分の地点 ヌ　左欄のホに掲げる地点 ル　北緯54度30・８分東経12度17・６分の地点 ヲ　北緯54度27・２分東経12度15・２分の地点 ワ　北緯54度23・４分東経12度９・８分の地点 カ　北緯54度23・４分東経12度５・１分の地点 ヨ　北緯54度23・４分東経12度０・０分の地点 タ　左欄のイに掲げる地点	陸岸とレからナに掲げる地点を順次に結んだ線によって囲まれた海面 レ　北緯54度12・88分東経12度９・７分の地点 ソ　北緯54度23・33分東経12度９・７分の地点 ツ　北緯54度27・16分東経12度15・13分の地点 ネ　北緯54度30・76分東経12度17・53分の地点 ナ　北緯54度28・41分東経12度29・94分の地点
備考　世界測地系（ＷＧＳ―84）に準拠する衛星航法又はその他のシステムで得た数値を参照する場合は、上記各地点（沿岸通航帯を除く。）の座標値から、緯度で０・04分、経度で０・07分をそれぞれ減ずるものとする。		

別表25の表を次のように改める。

25　ＨＯＯＫ　ＯＦ　ＨＯＬＬＡＮＤ進入路分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
１　イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第１分離帯」という。）並びにトからヌまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とヌに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第２分離帯」という。） イ　北緯52度１・26分東経３度８・37分の地点 ロ　北緯52度１・77分東経３度18・81分の地点	ルに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線と第１分離帯の北側の境界線との間の海面及びワに掲げる地点とカに掲げる地点とを結んだ線と第２分離帯の南側の境界線との間の海面 ル　北緯52度４・37分東経３度８・52分の地点 ヲ　北緯52度４・54分東経３度19・53分の地点 ワ　北緯51度51・22分東経３度９・29分の地点 カ　北緯51度52・59分東経３度16・43分の地点	